

名護市景観まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 景観形成

第1節 景観計画（第7条―第9条）

第2節 景観協定及び景観地区等（第10条―第12条）

第3節 景観形成を推進する組織（第13条―第15条）

第3章 事前協議（第16条）

第4章 行為の届出（第17条―第23条）

第5章 雑則（第24条―第26条）

附則

名護市は、三つの海とやんばるの森など豊かな自然景観を有す山紫水明の地である。また、沖縄本島北部地域の中核を担う本市は、史跡や祭事などの歴史・文化景観、日々の生活の中で生まれた住宅地、商業地、農地などのまちなみ・くらし景観も豊富である。

先人たちから譲り受けたこれらの素晴らしい景観の保全と、次世代の子や孫たちの財産となる新たな景観の創造に努めることは、今を生きる私たちに託された誇り高き責務である。

私たちは、本市の特徴ある景観の価値をさらに高め、後世の活力の源とする景観まちづくりを、夢、希望、信念を持って推進するため、この条例を定める。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 市は、後世の市民との共有財産である景観の重要性を認識し、次に掲げる景観まちづくりを積極的に推進する。

- (1) ふるさと景観の再発見（気づく）
- (2) ふるさと景観の保全（まもる）
- (3) ふるさと景観の創造（つくる）
- (4) ふるさと景観の周知（広める）
- (5) ふるさと景観の活用（いかす）
- (6) ふるさと景観の伝承（伝える）
- (7) 郷土愛と誇りの育成（育てる）

（目的）

第2条 この条例は、前条の基本理念を推進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続その他景観に関する必要な事項等を定めることを目的とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び工作物（土地に定着し、建築物に附属し、又は土地若しくは建築物に継続的に設置されるもののうち、建築物以外のものをいう。）をいう。
- (2) 建築行為等 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）及び別表第1に掲げる行為をいう。

(3) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行う者をいう。

(4) 事業者 法第16条第1項若しくは第2項の届出に係る行為をしようとする者又は当該届出に係る行為を設計若しくは施工しようとする者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）を実現するための施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、景観形成についての知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなければならない。

2 市民は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの行為が周辺景観に影響を与えるものであることを認識し、積極的に景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

第2章 景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定の手続等)

第7条 市長は、景観形成についての基本的な方向性を明らかにした景観計画（法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、広く公衆の意見を聴くとともに、第13条の名護市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、景観計画を変更したときは、これを公表しなければならない。

(景観計画への適合)

第8条 建築行為等をしようとする者は、景観計画に適合するよう努めなければならない。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第9条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は法第28条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ名護市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第2節 景観協定及び景観地区等

(景観協定締結に向けた支援)

第10条 市長は、法第81条第1項に定める景観協定の締結に関し、市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(景観地区の指定)

第11条 市長は、特に景観形成を図る必要があると認める地区について、都市計画法における景観地区として定めるよう努めるものとする。

(景観モデル地区の指定)

第12条 市長は、先導的に景観形成を図る必要があると認める地区について、景観モデル地区として景観計画に定めることができる。

第3節 景観形成を推進する組織

(景観審議会)

第13条 市長は、次の事項を所掌するため、必要に応じて名護市景観審議会を設置することができる。

- (1) 景観計画の変更について審議すること。
- (2) 景観形成についての基本的事項又は重要事項を調査及び審議すること。

2 前項に定めるもののほか、名護市景観審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(景観審査会)

第14条 市長は、次の事項を所掌するため、名護市景観審査会を設置することができる。

- (1) 建築行為等の景観計画への適合について調査及び審議すること。
- (2) 建築行為等の景観計画への適合について市長に意見を述べること。
- (3) その他景観に関する事項について調査及び審議すること。

2 前項に定めるもののほか、名護市景観審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(景観アドバイザー)

第15条 市長は、次の事項を所掌するため、景観アドバイザーを設置することができる。

- (1) 建築行為等の景観計画への適合について市長に意見を述べること。
- (2) 景観形成に関する市民活動、建築物等の意匠形態等について専門的な助言を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、景観アドバイザーの設置について必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 事前協議

(事前協議の手続等)

第16条 事業者は、法第16条第1項又は第2項の届出（以下「法定届出」という。）を要する事業（以下「対象事業」という。）を実施しようとするときは、当該対象事業に係る法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等に先立ち、規則で定めるところにより、景観事前相談書（以下「相談書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 相談書に係る対象事業が景観計画に適合しないと市長が認めるときは、事業者は、届出、説明会の実施その他の規則で定める手続を行わなければならない。

3 市長は、相談書に係る対象事業が景観計画に適合すると認めるとき又は事業者が前項の手続を終えたときと認めるときは、当該対象事業の事前協議の手続が完了した旨を記載した事前協議完了書（以下「完了書」という。）を作成し、事業者に交付しなければならない。

4 市長は、相談書に係る対象事業が景観計画に適合しないと認めるときは、当該行為に係る区域の住民に当該相談書の概要を公開する等の措置を執ることができる。

第4章 行為の届出

(条例で定める行為)

第17条 法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は、別表第1に定める行為とする。

(届出を要しない行為)

第18条 法第16条第7項第11号の規定により条例で定める行為は、別表第2に該当しない行為とする。ただし、第11条に定める景観地区及び第12条に定める景観モデル地区における届出を要しない行為については景観計画に定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第19条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第

2号の届出を要する行為とする。

(完了書の添付)

第20条 事業者は、法定届出をしようとするときは、第16条第3項で定める完了書を添付しなければならない。

(景観計画適合通知書等の交付)

第21条 市長は、法定届出があった場合において、景観計画に適合すると認めるときは、速やかに景観計画適合通知書を事業者に交付しなければならない。

2 市長は、法定届出があった場合において、景観計画に適合しないと認めるときは、景観計画不適合通知書を事業者に交付しなければならない。

(塗装工事等の届出)

第22条 事業者は、対象事業に係る塗装工事その他建築物等の色彩に影響を及ぼす工事(次項において「塗装工事等」という。)を行おうとするときは、着手日の7日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の塗装工事等に市の職員を立ち合わせることができる。

(事業完了届等)

第23条 事業者は、対象事業を完了したとき又は中止若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第5章 雑則

(勧告及び公表)

第24条 市長は、正当な理由なく第16条第1項の相談書の提出をしない事業者に対して、相談書を提出するよう勧告することができる。

2 市長は、正当な理由なく第16条第2項に定める手続をしない事業者に対して、当該手続を執るよう勧告することができる。

3 市長は、対象事業が景観計画に適合しないと認めるときは、事業者に対して、必要な措置を執るよう勧告することができる。

4 市長は、法第18条第1項の規定に違反して事業者が対象事業に着手したときは、当該事業者に対して必要な措置を執るよう勧告することができる。

5 市長は、前各項の勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わない場合は、当該事実、勧告を受けた事業者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

6 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第25条 市長は、景観形成に貢献したと認められる者又は団体を表彰することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1（第3条・第17条関係）

行為
土地の開墾、その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 屋外における廃棄物、再生資源等の堆積

別表第2（第18条関係）

	行為	種類及び規模
1 建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10メートル以上※1又は建築面積※2が300平方メートル以上のもの
2 工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	擁壁、垣（生垣を除く。）、柵、塀で高さが3メートル以上の場合 煙突、アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10メートル以上※3又は築造面積が300平方メートル以上のもの (1) 電波塔、物見塔、装飾塔類 (2) 煙突、排気塔類 (3) 高架水槽、冷却塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 (5) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 (6) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 (7) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設類 (8) 自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 (9) 汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 (10) 彫像、記念碑類 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 風力発電施設 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもののうち、高さ（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、20メートル以上※4のもの 太陽光パネルで、築造面積が1,000平方メートル以上のもの

3 開発行為及びその他の行為	開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採又は屋外における廃棄物、再生資源等の堆積	土地の開墾、その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が1,000平方メートル以上のもの
		木竹の伐採で、当該行為に係る面積が1,000平方メートル以上のもの
		屋外における廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、行為にかかる土地の面積が1,000平方メートル以上のもの

※1 平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで（避雷針は除く。）

※2 建築基準法に基づく建築面積

※3 最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで

※4 最低地盤面から屋上設備の上端まで